

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十二の項から百十三の二の項までを次のように改める。

百十 二か ら百 十三 の二 まで	削除		
----------------------------------	----	--	--

別表第一の二百七十二から二百七十五までの項を次のように改める。

二百 七十	地域登録検 査機関連登 録申請手 数料	農産物検査法施行令(平成七年 政令第三百五十七号)第五条第 一項第二号の規定に基づく農産 物検査法(昭和二十六年法律第 百四十四号)第十七条第二項に 規定する登録検査機関連の登録の 申請に対する審査	十五万円	登録申請 のとき。
二百 七十	地域登録検 査機関連登 録	農産物検査法施行令第五条第一 項第四号の規定に基づく農産物	一万円	登録更新 申請のと き。
三	更新申請手	検査法第十八条第三項において		

別表第一の三百七の項中

牛呼吸器病五種 混合予防注射	千八百円	注射実施 のとき。
-------------------	------	--------------

を

混牛 | 混牛

二百 七十 五	削除				数料	
		農産物検査法 施行令第五条 第一項第六号 の規定に基づ く農産物検査 法第十九条第 三項において 準用する同法 第十七条第二 項に規定する 登録検査機関 の変更登録の 申請に対する 審査	農産物検査法 第十七条第四項第 四号に規定する 登録の区分を 変	農産物検査法第 十七号に規定する 三号に規定する 農産物検査を行 う農産物の種類 を変更する場合	農産物検査法第 十七号に規定する 三号に規定する 農産物検査を行 う農産物の種類 を変更する場合	準用する同法第十七条第二項に 規定する登録検査機関の登録の 更新の申請に対する審査
				十五万円	三万円	
				変更登録 申請のと き。	変更登録 申請のと き。	

呼吸器病五種 合予防注射	千八百円	注射実施 のとき。
呼吸器病六種 合予防注射	二千四百円	注射実施 のとき。

ように改める。

に改め、同表の三百四十六の二の項を次の

三百	長期優良住宅	長期優良住宅	住宅	規則で定	次に掲げる	認定申請
四十	宅建築等計	の普及の促進	を新	めるところ	区分に応じ、	のとき。
六の	画認定申請	に関する法律	築し	ろにより	それぞれ次	
二	手数料	(平成二十年	よう	算定した	に定める額	
		法律第八十七	とす	建築物の	ア 一戸建	
		号)第五条第	る場	床面積(ての住宅	
		一項から第三	合	以下この	の場合(
		項までの規定		項におい	イ及びウ	
		に基づく長期		て「床面	に係るも	
		優良住宅建築		積」とい	のを除く。	
		等計画の認定		う。)が	～ 五万	
		の申請に対す		百平方メ	五千円	
		る審査(三百		一トル以	イ 一戸建	
		四十六の三の		内のもの	ての住宅	
		項に係るもの			であって、	
		を除く。)			住宅の品	
					質確保の	
					促進等に	
					関する法	
					律(平成	
					十一年法	

律第八十
一号)第
六条第一
項に規定
する設計
住宅性能
評価書()
知事が定
める基準
に適合し
ないもの
を除く。
)の交付
を受けた
もの(以
下この項
及び三百
四十六の
四の項に
おいて「
住宅性能
評価適合
住宅」と
いう。)
である場
合(ウに
係るもの
を除く。
)
二万
円

ウ 一戸建

ての住宅

であつて、

住宅の品

質確保の

促進等に

関する法

律第五条

第一項に

規定する

登録住宅

性能評価

機関のう

ち知事が

定めるも

のにより、

長期優良

住宅の普

及の促進

に関する

法律第六

条第一項

各号（第

三号及び

第六号を

除く。）

に掲げる

基準に適

合すると

認められ

た計画（

以下この

項及び三

百四十六

の四の項

において

「長期使

用構造等

適合計画

」という。

）である

場合一

万円

エ 共同住

宅等の場

合（才及

び力に係

るものを

除く。）

アに掲

げる額を

申請に係

る住戸数

で除して

得た金額

オ 共同住

宅等であ

って、住

宅性能評

価適合住

<p>床面積が 百平方メ ートルを 超え二百 平方メー トル以内</p>					<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 ての住宅</p>	<p>た金額 除して得 住戸数で 請に係る る額を申 ウに掲げ る場合 計画であ 造等適合 期使用構 つて、長 宅等であ カ 共同住 得た金額 で除して る住戸数 申請に係 八千円を のを除く。 ～ 二万</p>				<p>認定申請 のとき。</p>				

のもの

の場合（

イ及びウ

に係るも

のを除く。

）七万

千円

イ 一戸建

ての住宅

であって、

住宅性能

評価適合

住宅であ

る場合（

ウに係る

ものを除

く。）

二万四千

円

ウ 一戸建

ての住宅

であって、

長期使用

構造等適

合計画で

ある場合

一万二

千円

エ 共同住

宅等の場

合（才及

びかに係
るものを
除く。)

アに掲
げる額を
申請に係
る住戸数
で除して
得た金額

オ 共同住
宅等であ
って、住
宅性能評
価適合住
宅である
場合(カ
に係るも
のを除く。
) 三万
七千円を
申請に係
る住戸数
で除して
得た金額

カ 共同住
宅等であ
って、長
期使用構
造等適合
計画であ

	<p>る場合 ウに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額</p>	
<p>床面積が 二百平方 メートル を超え五 百平方メ ートル以 内のもの</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 ての住宅 の場合（ イ及びウ に係るも のを除く。 ） 十一 万九千円 イ 一戸建 ての住宅 であつて、 住宅性能 評価適合 住宅であ る場合（ ウに係る ものを除 く。）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

三万四千
円
ウ 一戸建
ての住宅
であつて、
長期使用
構造等適
合計画で
ある場合
一万七
千円
エ 共同住
宅等の場
合（才及
びカに係
るものを
除く。）
アに掲
げる額を
申請に係
る住戸数
で除して
得た金額
オ 共同住
宅等であ
つて、住
宅性能評
価適合住
宅である
場合（カ

<p>床面積が 五百平方 メートル を超え千 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 アの住宅 の場合（ イ及びウ</p>	<p>に係るも のを除く。 ） 六万 三千円を 申請に係 る住戸数 で除して 得た金額 カ 共同住 宅等であ って、長 期使用構 造等適合 計画であ る場合 ウに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額</p>
		<p>認定申請 のとき。</p>

に係るも

のを除く。

）十八

万五千円

イ 一戸建

ての住宅

であって、

住宅性能

評価適合

住宅であ

る場合（

ウに係る

ものを除

く。）

五万三千

円

ウ 一戸建

ての住宅

であって、

長期使用

構造等適

合計画で

ある場合

二万六

千円

エ 共同住

宅等の場

合（才及

びカに係

るものを

除く。）

アに掲

げる額を

申請に係

る住戸数

で除して

得た金額

オ 共同住

宅等であ

って、住

宅性能評

価適合住

宅である

場合（カ

に係るも

のを除く。

） 九万

九千円を

申請に係

る住戸数

で除して

得た金額

カ 共同住

宅等であ

って、長

期使用構

造等適合

計画であ

る場合

ウに掲げ

円

ウ 一戸建

ての住宅

であつて、

長期使用

構造等適

合計画で

ある場合

三万六

千円

エ 共同住

宅等の場

合（才及

びカに係

るものを

除く。）

アに掲

げる額を

申請に係

る住戸数

で除して

得た金額

オ 共同住

宅等であ

つて、住

宅性能評

価適合住

宅である

場合（カ

に係るも

床面積が 三千平方 メートル を超え五 千平方メ ートル以 内のもの (二戸建 金額	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額	のを除く。 十八 万三千円 を申請に 係る住戸 数で除し て得た金 額 力 共同住 宅等であ つて、長 期使用構 造等適合 計画であ る場合 ウに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額
		認定申請 のとき。

床面積が 五千平方 メートル を超え一 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 金額	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額	ての住宅 を除く。 ア イ又は ウに係る もの以外 の場合 六十三万 六千円 イ 住宅性 能評価適 合住宅で ある場合 (ウに係 るものを 除く。) 三十一 万円 ウ 長期使 用構造等 適合計画 である場 合 六万 四千円
		認定申請 のとき。

<p>ての住宅 ア イ又は を除く。 ウに係る もの以外 の場合 二百八十 六万二千 円 イ 住宅性 能評価適 合住宅で ある場合 (ウに係 るものを 除く。)</p>	<p>床面積が 三万平方 メートル を超える もの(一 戸建ての もの)</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 認定申請 のとき。</p>
<p>円 一万三千 合 二十 である場 適合計画 用構造等 ウ 長期使 万七千円 百十七</p>	<p>円 一万三千 合 二十 である場 適合計画 用構造等 ウ 長期使 万七千円 百十七</p>	<p>円 一万三千 合 二十 である場 適合計画 用構造等 ウ 長期使 万七千円 百十七</p>

又は 築し、 を増 住宅	
内のもの 百平方メ 床面積が	住宅を除く。)
次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額	除して得た 金額 ア イ又は ウに係る もの以外 の場合 三百五十 万五千円 イ 住宅性 能評価適 合住宅で ある場合 (ウに係 るものを 除く。) 二百四十 万三千 円 ウ 長期使 用構造等 適合計画 である場 合 二十 二万七千 円
のとき。 認定申請	

	改築	しよ	うと	する	場合
ア	一戸建	ての住宅	の場合（	イに係る	ものを除
				く。）	七万九千
					円
イ	一戸建	ての住宅	であって、	長期使用	構造等適
				合計画で	ある場合
				千円	一万三
ウ	共同住	宅等の場	合（エに	係るもの	を除く。
				）	アに
				掲げる額	を申請に
				係る住戸	数で除し
				て得た金	額
エ	共同住				

	<p>宅等であ つて、長 期使用構 造等適合 計画であ る場合 イに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額</p>	
<p>床面積が 百平方メ ートルを 超え二百 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 ての住宅 の場合（ イに係る ものを除 く。） 円 十万三千 イ 一戸建 ての住宅 であつて、 長期使用 構造等適</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	認定申請のとき。
ア 一戸建ての住宅の場合（イに係るものを除く。）	十七万四千円	
イ 一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合	二万三千円	
ウ 共同住宅等の場合（エに係るものを除く。）	アに	
掲げる額を申請に係る住戸		

ての住宅
であつて、
長期使用
構造等適
合計画で
ある場合
三万七
千円
ウ 共同住
宅等の場
合（エに
係るもの
を除く。
） アに
掲げる額
を申請に
係る住戸
数で除し
て得た金
額
エ 共同住
宅等であ
つて、長
期使用構
造等適合
計画であ
る場合
イに掲げ
る額を申
請に係る

	住戸数で 除して得 た金額	
床面積が 千平方メ ートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（ 一戸建て の住宅の 場合に あ っては、 千平方メ ートルを 超えるも の）	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 ての住宅 の場合（ イに係る ものを除 く。） 五十三万 四千元 イ 一戸建 ての住宅 であって、 長期使用 構造等適 合計画で ある場合 五万二 千円 ウ 共同住 宅等の場 合（エに 係るもの を除く。	認定申請 のとき。

床面積が 三千平方 メートル を超え五 千平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅	
次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額 ア イに係	～ アに 掲げる額 を申請に 係る住戸 数で除し て得た金 額 エ 共同住 宅等であ って、長 期使用構 造等適合 計画であ る場合 イに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額
認定申請 のとき。	

<p>を 除 く。</p>	<p>る もの 以 外 の 場 合 九 十 五 万 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 九 万 四 千 円</p>	<p>認 定 申 請 の と き。</p>
<p>床 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの (二 戸 建 の 住 宅 を 除 く。</p>	<p>次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 を 申 請 に 係 る 住 戸 数 で 除 し て 得 た 金 額 ア イ に 係 る もの 以 外 の 場 合 百 六 十 二 万 七 千 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 十 五 万 円</p>	

	万九千円	認定申請 のとき。
床面積が 一万平方 メートル を超え二 万平方メ ートル以 内のもの	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額 ア イに係 るもの以 外の場合 三百万 四千円 イ 長期使 用構造等 適合計画 である場 合 二十 五万九千 円	認定申請 のとき。
床面積が 二万平方 メートル を超え三 万平方メ ートル以 内のもの	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た	認定申請 のとき。

<p>(二戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>金額 ア イに係るもの以外の場合 四百二十八万九千円</p>	
<p>床面積が三万平方メートルを超えるもの(二戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 五百二十五万三千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>イ 長期使</p>		

変更」と
いう。）
の場合（
イに係る
もの及び
長期使用
構造等適
合計画で
ある場合
を除く。
） 三万
九千円
イ 住宅性
能評価適
合住宅に
係る第一
号変更の
場合 一
万千円（
一戸建て
の住宅の
場合にあ
っては、
三千円）
ウ 長期優
良住宅の
普及の促
進に關す
る法律第
六条第一

項第二号、
第四号又
は第五号
に係る変
更（以下
「第二号
等変更」
という。
）の場合
（長期使
用構造等
適合計画
である場
合を除く。
） 六千
円
エ 長期優
良住宅の
普及の促
進に關す
る法律第
六条第一
項第三号
に係る変
更（以下
「第三号
変更」と
いう。）
の場合
二千元

床面積が 二百平方 メートル を超え五 百平方メ ートル以 内のもの	一万四千元 と次に掲げ る額を合算 した額（共 同住宅等の 場合にあっ ては、合算 した額を申 請に係る住 戸数で除し	変更認定 申請のと き。
	円 合 二千 変更の場 エ 第三号 七千円 除く。） る場合を 計画であ 造等適合 期使用構 場合（長 ウ 第二号 等変更の あつては、 四千元） の場合に ての住宅 （二戸建 万七千円	

て得た金額

）

ア 第一号

変更の場

合（イに

係るもの

及び長期

使用構造

等適合計

画である

場合を除

く。）

九万二千

円

イ 住宅性

能評価適

合住宅に

係る第一

号変更の

場合 三

万六千円

（二戸建

ての住宅

の場合に

あつては、

七千円）

ウ 第二号

等変更の

場合（長

期使用構

	<p>造等適合 計画であ る場合を 除く。)</p> <p>エ 第三号 変更の場 合 二千 円</p>	
<p>床面積が 五百平方 メートル を超え千 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>二万四千元 と次に掲げ る額を合算 した額(共 同住宅等の 場合にあつ ては、合算 した額を申 請に係る住 戸数で除し て得た金額)</p> <p>ア 第一号 変更の場 合(イに 係るもの 及び長期 使用構造 等適合計 画である</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

場合を除く。）

十四万三千円

イ 住宅性

能評価適

合住宅に

係る第一

号変更の

場合 五

万七千円

(二戸建

ての住宅

の場合に

あつては、

一万千円

)

ウ 第二号

等変更の

場合(長

期使用構

造等適合

計画であ

る場合を

除く。)

一万六

千円

エ 第三号

変更の場

合 二千

	円	
床面積が 千平方メ ートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（ 一戸建て の住宅の 場合に つては、 千平方メ ートルを 超えるも の）	三万四千円 と次に掲げ る額を合算 した額（共 同住宅等の 場合に つては、合算 した額を申 請に係る住 戸数で除し て得た金額 ） ア 第一号 変更の場 合（イに 係るもの 及び長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。） 二十九万 千円 イ 住宅性 能評価適 合住宅に 係る第一	変更認定 申請のと き。

内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。	て得た金額 ア 第一号 変更の場 合(イに 係るもの 及び長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。)
円 五十三万 円	イ 住宅性 能評価適 合住宅に 係る第一 号変更の 場合 二 十万五千 円
ウ 第二号 等変更の 場合(長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。)	四万二

	場合 三 十一万七 千円 ウ 第二号 等変更の 場合(長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。) 五万二 千円 エ 第三号 変更の場 合 二千 円	
床面積が 一万平方 メートル を超え二 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。)	十七万二千 円と次に掲 げる額を合 算した額を 申請に係る 住戸数で除 して得た金 額 ア 第一号 変更の場 合(イに 係るもの	変更認定 申請のと き。

及び長期
使用構造
等適合計
画である
場合を除
く。）
百七十三
万七千円
イ 住宅性
能評価適
合住宅に
係る第一
号変更の
場合 五
十九万六
千円
ウ 第二号
等変更の
場合（長
期使用構
造等適合
計画であ
る場合を
除く。）
九万四
千円
エ 第三号
変更の場
合 二千
円

床面積が 三万平方 メートル を超える もの(一 戸建ての 住宅を除 く。) ア 第一号 変更の場 合(イに 係るもの 及び長期 使用構造 等適合計	二十万五 千円と次に 掲げる額を 合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額	ウ 第二号 等変更の 場合(長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。) 十二万 五千円 エ 第三号 変更の場 合 二千 円
		変更認定 申請のと き。

住宅を増			
床面積が百平方メ			
次に掲げる	円	合二千	エ 第三号 変更の場 七千円 十五万 除く。） る場合を 計画であ 造等適合 期使用構 場合（長 ウ 第二号 等変更の 円
変更認定申請のと			画である 場合を除 く。） 三百十二 万千円 イ 住宅性 能評価適 合住宅に 係る第一 号変更の 場合 百 三万九千 円

築し、
ートル以
額を合算し
き。

又は
内のもの
た額（共同

改築
住宅等の場
合にあって

しよ
合にあって

うと
は、合算し

する
た額を申請

場合
に係る住戸

場
数で除して

得た金額）

ア 第一号

変更の場

合（長期

使用構造

等適合計

画である

場合を除

く。）

五万六千

円

イ 第二号

等変更の

場合（長

期使用構

造等適合

計画であ

る場合を

除く。）

ウ 第三号

九千円

変更の場

	計画である場合を除く。) 円 一万千	
床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	ウ 第三号 変更の場合 円 二千	変更認定申請のとき。
二万千円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）	ア 第一号 変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	
十三万六		

<p>床面積が 千平方メ ートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（</p>	
<p>五万円と次 に掲げる額 を合算した 額（共同住 宅等の場合 にあつては、 合算した額</p>	<p>合（長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。） 二十一万 三千円 イ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。） 二万四 千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円</p>
<p>変更認定 申請のと き。</p>	

床面積が	<p>一戸建ての住宅の場合には、千平方メートルを超えるもの）</p>
九万二千円	<p>を申請に係る住戸数で除して得た金額）</p> <p>ア 第一号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>四十三万五千円</p> <p>イ 第二号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>四万七千円</p> <p>ウ 第三号変更の場合 二千円</p>
変更認定	

三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）	と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額	ア 第一号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	イ 第二号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	六万三千円	ウ 第三号変更の場合 二千円
---------------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-------	----------------

申請のとき。

	<p>変更の場 合 二 千 円</p>	
<p>床面積が 一平方 メートル を超え二 平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>二十五万七 千円と次に 掲げる額を 合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。)</p>	<p>二百六十 万四千円</p>	
<p>イ 第二号 等変更の 場合(長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。)</p>	<p>二百六十 万四千円</p>	

<p>十四万 千円</p> <p>ウ 第三号 変更の場 合 二千 円</p>	<p>床面積が 三十一万六 千円と次に 掲げる額を 合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額</p> <p>（二戸建 の住宅 を除く。</p> <p>ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。）</p> <p>イ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造）</p> <p>三百七十 八万三千 円</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
--	--	-----------------------------

	造等適合 計画であ る場合を 除く。) 十八万 八千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円	
床面積が 三十三万六 千円と次に 掲げる額を 合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額	ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。) 四百六十 七万九千 円	変更認定 申請のと き。

イ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。） 二十三 万五千元 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円

別表第一の三百九十九の二の二の項を次のように改める。

三百	低炭素建築	都市の低炭素	規則で定めると	四万二百円	認定申請
九十	物新築等計	化の促進に関	ころにより算定	（建築基準	のとき。
九の	画認定申請	する法律（平	した床面積（以	法第六条の	
二の	手数料	成二十四年法	下この項におい	二第一項又	
二		律第八十四号	て「床面積」と	は第七条の	
		）第五十三条	いう。）が二百	二第一項の	
		第一項の規定	平方メートル未	規定による	
		に基づく低炭	満のもの	指定を受け	
		素建築物新築		た指定確認	
		等計画の認定		検査機関、	
		の申請に対す		エネルギー	
		る審査（三百		の使用の合	
		九十九の三の		理化等に関	

項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）

する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び三百

		<p>九十九の四の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合には、六千七百円）</p>	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>四万四千三百円（低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル</p>	<p>十二万三千円（低炭素建築物適合</p>	<p>認定申請のとき。</p>

項において「
共同住宅審査
」という。）

<p>ル未満のもの</p>	<p>計画である 場合にあつ ては、二万 二千四百円 ）</p>	
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー ル未満のもの</p>	<p>二十万六千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあつ ては、四万 七千七百円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー ル未満のもの</p>	<p>二十九万二 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のも の</p>	<p>五十七万千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあつ ては、十三 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>百万六千円 (低炭素建築物適合計画である場合には、二十万二千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅を含む。)以外</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万八千円(低炭素建築物適合計画である場合には、一万千五百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル</p>	<p>三十八万千円(低炭素建築物適合</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>の建築物（以下この項及び三百九十九の四の項において「その他建築物」という。）であつて同法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準</p>	<p>ル未満のもの</p>	<p>計画である場合にあっては、二万九千三百円</p>	<p>認定申請</p>
<p>（以下この項及び三百九十九の四の項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づき方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十四万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万四千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>（以下この項及び三百九十九の四の項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づき方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万二千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>（以下この項及び三百九十九の四の項において「誘導基準」という。）</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万六千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請のうち、その</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十万七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請のうち、その</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>九万四千二百円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>のうち、その</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>百十一万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十万七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>他建築物であ って誘導基準 のうち、特別 な調査又は研 究の結果に基 づく方法を用 いたものに係 る審査（以下 この項におい て「その他モ デル審査」と いう。）</p>	<p>方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの</p>	<p>円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあっ ては、二万 九千三百円 ）</p>	<p>のとき。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>二十四万七 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あっては、八 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>三十二万千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあっ ては、十三 万二千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のも の</p>	<p>三十八万四 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あっては、十</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	

		<p>六万六千円</p>	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ その他標準審査又はその</p>	<p>認定申請のとき。</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>四十五万円（低炭素建築物適合計画である場合は、二十万七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	
	<p>五十八万円（低炭素建築物適合計画である場合は、二十八万九千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額	他モデル審査に掲げる手数料額
		認定申請のとき。

別表第一の三百九十九の四の項を次のように改める。

三百	低炭素建築物新築等計	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく	規則で定めるところにより算定した床面積（以下この項において「床面積」という。）が二百平方メートル未満のもの	四万二百円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、六千七百円）	変更認定申請のとき。
九十	画変更認定				
四	申請手数料				

<p>く低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（三百九十九の五の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>四万四千三百円（低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万五千八百円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>の申請に対する</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル</p>	<p>十二万三千円（低炭素建築物適合</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>る審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>	<p>ル未満のもの</p>	<p>計画である場合には、二万二千四百円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>）</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万六千円（低炭素建築物適合計画である場合には、四万七千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>）</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>）</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十七万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する
床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	床面積が五万平方メートル以上のもの
百万六千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十万二千円）	百八十四万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、三十万五千円）
変更認定申請のとき。	変更認定申請のとき。
床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル	床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル
三十八万五千円（低炭素建築物適合	三十八万五千円（低炭素建築物適合
変更認定申請のとき。	変更認定申請のとき。

る審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）

<p>ル未満のもの</p>	<p>計画である場合にあっては、二万九千三百円</p>	
<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十四万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万四千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万二千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万六千元</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万七千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>九万四千二百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、一万千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>物新築等計画</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>百十一万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万七千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）</p>	<p>方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千三百円）</p>	<p>申請のとき。</p>
<p>「と</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十四万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>「と</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十二万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万二千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>「と</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

		<p>六万六千円</p>	
	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>四十五万円 (低炭素建築物適合計画である場合は、二十万七千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>五十八万八千円(低炭素建築物適合計画である場合には、二十八万九千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ その他標準審査又はその</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	

	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査		
他モデル 審査に掲 げる手数 料額	次に掲げる 額を合算し た額 ア 共同住 宅審査に 掲げる手 数料額 イ その他 標準審査 又はその 他モデル 審査に掲 げる手数 料額		変更認定 申請のと き。

別表第一の三百九十九の五の項の次に次のように加える。

三百	建築物エネ	建築物のエネ	規則で定めると	三万六千八	認定申請
九十	ルギー消費	ルギー消費性	ころにより算定	百円（エネ	のとき。
九の	性能向上計	能の向上に関	した床面積（以	ルギーの使	
六	画認定申請	する法律（平	下この項におい	用の合理化	
	手数料	成二十七年法	て「床面積」と	等に関する	
		律第五十三号	いう。）が二百	法律第七十	
		）第二十九条	平方メートル未	六条第一項	
		第一項の規定	満のもの	に規定する	

に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（三百九十九の七の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）

登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び三百九十九の八の項において「建築物エネルギー消費性能向上

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第十一條第一項</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上 のもの</p>	<p>基準適合計画」という。である場合にあっては、六千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第十一條第一項</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万二千三百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第十一條第一項</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上</p>	<p>四万九百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、六千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

			に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）
		二千平方メートル未満のもの	
		ルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万二千四百円）	
		認定申請	
		床面積が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	
		二十万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、四万七千七百円）	
		認定申請	
		床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	
		二十八万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、八万四千円）	
		認定申請	
		床面積が一万平方メートル以上五十六万七	
		認定申請	

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第十一条第一項に規定する非住宅部分（以下この項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万四千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）</p>	<p>五十三万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、八</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>下この項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「基準省令」という。）第八</p>		<p>万四千円)</p>	
<p>条第一号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万三千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万三千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万三千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ</p>	<p>認定申請のとき。</p>

		する場合にあ っては、二 十万七千円)	
建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第二 十九条第一項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性 能向上計画の 認定の申請に 対する審査の うち、非住宅 部分であって 基準省令第八	床面積が五万平 方メートル以上 のもの	百十一万四 千円（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、二 十八万九千 円）	認定申請 のとき。
	床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの	十五万千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 五百円）	認定申請 のとき。

条第一号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。

	<p>基準適合計画である場合には、二万九千三百円)</p>	
<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十四万三千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、八万四千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十一万七千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十三万二千元)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万九千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十三万二千元)</p>	<p>認定申請のとき。</p>

建築物のエネルギー消費性能の			
	の もの	の もの	の もの
	床面積が五万平方メートル以上のもの	床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	床面積が二万五千平方メートル未満のもの
次に掲げる	五十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二 つては、二十八万九千円）	（ つては、二十万七千円	消費性能向上基準適合計画である場合には、十六万六千円）
認定申請	認定申請のとき。		認定申請のとき。

三百	建築基準関	
建築物のエネルギー消費性能の	<p>向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>額を合算した額 ア 戸建住宅審査に 掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数料額</p>
次に掲げる	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に 掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数料額</p>	<p>のとき。</p>
認定申請		

九十	係規定適合	向上に関する法律第二十九条第	額を合算し	のとき。
九の	審査の申出	一項の規定に基づく建築物エネ	た額	
七	を併せて行 う建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画認定申 請手数料	の申請であつて、同法第三十条 第二項の規定に基づく当該建築 物エネルギー消費性能向上計画 に係る建築基準法第六条第一項 に規定する建築基準関係規定に 適合するかどうかの審査の申出 を併せて行うものに対する審査	ア 三百九 十九の六 の項に掲 げる手数 料額 イ 三百五 十七の項 に掲げる 手数料額	
三百	建築物エネ	建築物のエネ	三万六千八	変更認定
九十	ルギー消費	規則で定めると	百円（建築	申請のと
九の	性能向上計	ころにより算定	物エネルギー	き。
八	画変更認定	した床面積（以	下この項におい	
	申請手数料	て「床面積」と	向上基準適	
		いう。）が二百	合計画であ	
		平方メートル未	る場合に	
		満のもの	つては、六	
		の規定に基づ	千七百元）	
		く建築物エネ		
		ルギー消費性	四万九百円	変更認定
		能向上計画の	（建築物エ	申請のと
		変更の認定の	ネルギー消	き。
		申請に対する	費性能向上	
		審査（三百九	基準適合計	
		十九の九の項	画である場	
		に係るものを	合にあつて	
		除く。以下こ	は、六千七	

<p>の項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>	<p>（百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万二千三百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一千万円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	
<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二万二千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	

<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、四万七千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十八万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、八万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十六万七千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二</p>			
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>
<p>二十三万四千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にある場合にある</p>	<p>二百八十四万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、三十七万五千円）</p>	<p>二百八十四万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、二十万二千円）</p>	<p>百万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にある）</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第八条第一号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>		<p>っては、一万千五百円</p>	
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十三万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、八万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>合計画である場合には、十 三万二千円</p>	<p>合計画である場合には、十 三万二千円</p>	
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十 六万六千円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二 十万七千円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上</p>	<p>百十一万四千円（建築物</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	のもの	物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、二 十八万九千 円)	き。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第八條第一号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係	床面積が三百平方メートル未満のもの	九万八千円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一千万五百円)	変更認定申請のとき。
	床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万千円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円)	変更認定申請のとき。
	床面積が二千平方メートル以上	二十四万三千三百円)	変更認定

<p>る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）</p>	<p>方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、八万四千円）</p>	<p>申請のとき。</p>
	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十一万七千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十三万二千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万六千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十六万六千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>四十四万六千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二十万七千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数料 料額</p>	
<p>三百 九十 九の 九</p>	<p>建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であつて、同法第三十条第二項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 三百九十九の八の項に掲げる手数料 料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	<p>定申請手数料</p>	<p>性能向上計画に係る建築基準法 第六条第一項に規定する建築基 準関係規定に適合するかどうか の審査の申出を併せて行うもの に対する審査</p>	<p>イ 三百五 十七の項 に掲げる 手数料額</p>		
<p>三百 九十 九の 十</p>	<p>建築物エネ ルギー消費 性能基準適 合認定申請 手数料</p>	<p>建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第三 十六条第一項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性 能基準適合の 認定の申請に 対する審査の うち、一戸建 ての住宅であ って基準省令 第一条第一項 第二号イ(1)及 びロ(1)の基準 を用いたもの に係る審査(以 下この項にお いて「戸建 住宅性能審査 」という。)</p>	<p>規則で定めると ころにより算定 した床面積(以 下この項におい て「床面積」と いう。)が二百 平方メートル未 満のもの</p>	<p>三万六千八 百円(エネ ルギーの使 用の合理化 等に関する 法律第七十 六条第一項 に規定する 登録建築物 調査機関又 は住宅の品 質確保の促 進等に関す る法律第五 条第一項に 規定する登 録住宅性能 評価機関の うち知事が 定めるもの により、建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

建築物のエネ		<p> に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認められた建築物（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。）である場合にあつては、六千七百円） </p>	
<p> 床面積が三百平方メートル以上のもの </p>	<p> 四万九百円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、六千七百円） </p>	<p> 認定申請のとき。 </p>	
建築物のエネ	床面積が三百平	七万二千三	認定申請

<p>方メートル未満のもの</p>	<p>百円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、一万千五百円）</p>	<p>のとき。</p>
<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、二万二千四百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上五千方メートル未満のもの</p>	<p>二十万二千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、四万七千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千方メートル以上</p>	<p>二十万八千九百円</p>	<p>認定申請</p>

ルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて基準省令第一條第一項第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅性能審査」という。）

<p>方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>千円（建築 物エネルギー ー消費性能 基準適合建 築物である 場合にあっ ては、八万 四千元）</p>	<p>のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも の</p>	<p>五十六万七 千元（建築 物エネルギー ー消費性能 基準適合建 築物である 場合にあっ ては、十三 万四千元）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ ートル未満のも の</p>	<p>百万二千元 （建築物エ ネルギー消 費性能基準 適合建築物 である場合 にあつては、 二十万二千 円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五万平</p>	<p>百八十四万</p>	<p>認定申請</p>

	方メートル以上 のもの	円（建築物 エネルギー 消費性能基 準適合建築 物である場 合にあって は、三十万 五千元）	のとき。
建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第三 十六条第一項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性 能基準適合の 認定の申請に 対する審査の うち、一戸建 の住宅であ って基準省令 第一条第一項 第二号イ(2)及 びロ(2)の基準 を用いたもの に係る審査（ 以下この項に おいて「戸建	床面積が二百平 方メートル未満 のもの	一万九千七 百元（建築 物エネルギー 消費性能 基準適合建 築物である 場合にあつ ては、六千 七百元）	認定申請 のとき。
	床面積が二百平 方メートル以上 のもの	二万千百元 （建築物エ ネルギー消 費性能基準 適合建築物 である場合 にあっては、 六千七百元 ）	認定申請 のとき。

<p>住宅仕様審査 「という。」</p>			
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下の項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三万五千四百円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、一万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>四万七千七百円)</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十六万七千円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、八万四千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万五千円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、十三万四千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>

	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>では、二十万二千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第一條第一項第一号イの基準を用いたものに</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万四千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、一万余千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつ</p>	<p>認定申請のとき。</p>

係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）			
		床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	床面積が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの
	床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万九千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である）	六十六万三千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、十三万二千元）
		認定申請のとき。	認定申請のとき。
	七十八万三千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である）	認定申請のとき。	

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第一項</p>			
<p>の もの</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>
<p>適合建築物 費性能基準 エネルギー消費性能基準</p>	<p>九万八千円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、二十万九千円)</p>	<p>八十九万三千円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、二十万七千円)</p>	<p>場合にあっては、十六万六千円)</p>
<p>のとき。</p>	<p>認定申請</p>	<p>認定申請</p>	<p>認定申請</p>

の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第一条第一項第一号口の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）

	<p>である場合に あつては、 一万千五百 円）</p>	
<p>床面積が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十五万千円 （建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合に あつては、 二万九千三百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十四万三千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合に あつては、八万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十一万七千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

	<p>建築物である 場合にあつ ては、十三 万二千円)</p>	
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも の</p>	<p>三十八万千 円（建築物 エネルギー 消費性能基 準適合建築 物である場 合にあつて は、十六万 六千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ ートル未満のも の</p>	<p>四十四万六 千円（建築 物エネルギー 消費性能 基準適合建 築物である 場合にあつ ては、二十 万七千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五万平 方メートル以上 のもの</p>	<p>五十七万八 千円（建築 物エネルギー 消費性能 基準適合建</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

フードクリエイティブ学科に係る研修	三千三百円	
-------------------	-------	--

第七条に次の一項を加える。

7 既納の授業料又は受講料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第三条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十五号を削る。

別表第四の十五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定 平成二十八年七月一日

二 第一条中奈良県手数料条例別表第二の七の四の項の改正規定(「二万五千円」を「五万二千円」に改める部分に限る。)及び同表の七の五の項の改正規定(「四十四時間」を「五十四時間」に、「二万五千円」を「三万千円」に改める部分に限る。)

一 規則で定める日

(奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前にした知事に対する申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。